

# 大阪市における生活保護受給者等に対する就労支援の全体像

生活困窮者

生活保護  
申請段階

生活保護受給中

## 生活保護受給者等就労自立促進事業

形態：「大阪市と大阪労働局が就労支援を一体的に実施するための協定書」に基づく協働事業

対象者：生活保護受給者等、児童扶養手当受給者、自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者を対象

概要：就労自立の促進に向けた支援

ハローワーク常設窓口設置：11区

巡回相談実施区：12区

## 総合就職サポート事業（被保護者就労支援事業）

形態：ハローワーク管轄地域を基本に市内24区を7つの支援地域に分割して事業を民間委託

対象者：生活保護受給者等及び自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者を対象

概要：事業者が有する専門性・ノウハウを活用した総合的な就労支援を実施

- 保健福祉センターにおける面談支援（履歴書の書き方・面接の受け方支援、求人情報提供）
- 精神保健福祉士または臨床心理士による個別カウンセリング
- ハローワーク等における求職活動同行支援
- 独自求人案件の開拓
- ビジネススキルやコミュニケーション能力向上の為の支援（グループワーク、セミナー等）
- 就労後の職場定着支援

## 就労チャレンジ事業（被保護者就労準備支援事業）

形態：市内24区を一括して民間委託

対象者：生活保護受給者等及び自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者を対象

概要：生活習慣等に課題があり、直ちに一般就職に就くことが難しい方に対し、就労自立段階の支援を実施

- 就労準備支援事業：生活習慣の課題がある方等に対し、生活習慣や挨拶等の生活自立支援訓練を実施
- 認定就労訓練事業：状況に応じた多様な働き方を通し、一般就労へのステップアップを目指す
- 就労準備支援事業：中間就労の場である就労訓練事業所への参入促進、就労訓練事業と利用者のマッチング支援